



埼玉県報

第94号
令和2年(2020年)
4月3日
金曜日

目次

告示

- 予算の公表 (財政課)
- 予算の公表 (財政課)
- 税務システムサーバー等賃貸借に関する入札公告 (税務課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (水環境課)
- 産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧 (産業廃棄物指導課)
- 秦第二土地改良区の土地改良事業 (維持管理事業) 計画の変更の認可 (農村整備課)
- 県営土地改良事業芳沼地区 (農村地域防災減災事業) 計画の決定及び計画書の写しの縦覧 (農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく基本測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し (出納総務課)
- 埼玉県警察本部分庁舎 (宮原) ほか46施設で使用する電気に関する入札公告 (会計課)
- トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約に関する入札公告 (会計課)
- 現場写真作成装置用プリントパックの購入に関する入札公告 (会計課)
- 県立病院の灯油 (4・5月分) の調達に関する入札公告 (経営管理課)

- 地方独立行政法人化に伴う財務会計システム構築業務委託に関する入札公告(経営管理課)
- 地方独立行政法人化に伴うネットワーク基盤構築業務委託に関する入札公告(経営管理課)
- 埼玉県立小児医療センターで使用する電気に関する入札公告(小児医療センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

雑報

- 埼玉県議会議長・副議長選挙(議会・秘書課)

正誤

- 埼玉県規則第28号中訂正(社会福祉課)

告 示

埼玉県告示第三百一号

埼玉県議会令和二年二月定例会において議決された令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第七号）、令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第八号）、令和元年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第二号）、令和元年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）、令和元年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算（第二号）、令和元年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第二号）、令和元年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,858,547千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,889,805,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		774,100,000	11,100,000	763,000,000
	1 県 民 税	324,658,000	6,576,000	318,082,000
	2 事 業 税	156,427,000	4,336,000	152,091,000
	3 地 方 消 費 税	117,056,000	2,656,000	119,712,000
	4 不 動 産 取 得 税	19,909,000	1,187,000	18,722,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,988,000	78,000	2,066,000
	8 軽 油 引 取 税	52,653,889	1,376,000	51,277,889
	9 自 動 車 税	88,538,000	359,000	88,179,000
2 地方消費税清算金		245,447,000	8,709,000	236,738,000
	1 地方消費税清算金	245,447,000	8,709,000	236,738,000
3 地方譲与税		113,049,000	4,761,516	108,287,484
	1 地方法人特別譲与税	108,737,000	4,761,000	103,976,000
	6 森林環境譲与税	90,000	516	89,484

4 地方特例交付金		11,522,356	116,582	11,638,938
	1 地方特例交付金	5,115,000	116,582	5,231,582
5 地方交付税		205,200,000	7,812,218	213,012,218
	1 地方交付税	205,200,000	7,812,218	213,012,218
7 分担金及び負担金		3,200,354	109,883	3,090,471
	1 分担金	290,643	16,787	273,856
	2 負担金	2,909,711	93,096	2,816,615
8 使用料及び手数料		29,014,068	56,843	28,957,225
	1 使用料	18,004,451	18,656	17,985,795
	2 手数料	11,009,617	38,187	10,971,430
9 国庫支出金		182,835,403	4,800,498	178,034,905
	1 国庫負担金	105,325,602	515,654	105,841,256
	2 国庫補助金	69,466,221	4,640,677	64,825,544
	3 委託金	8,043,580	675,475	7,368,105
10 財産収入		7,922,657	285,656	7,637,001
	1 財産運用収入	6,554,861	64,327	6,490,534
	2 財産売払収入	1,367,796	221,329	1,146,467

款	項	補正前の額	補正額	計
11 寄附金		121,542	101,997	223,539
	1 寄附金	121,542	101,997	223,539
12 繰入金		89,491,170	45,955,694	43,535,476
	1 特別会計繰入金	2,041,191	135,001	2,176,192
	2 基金繰入金	87,449,979	46,090,695	41,359,284
13 繰越金		3,032,727	1,952,606	4,985,333
	1 繰越金	3,032,727	1,952,606	4,985,333
14 諸収入		34,438,718	4,577,678	39,016,396
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,013,253	3,953	2,017,206
	2 預金利子	6,500	4,500	11,000
	3 貸付金元利収入	3,098,464	54,197	3,044,267
	4 受託事業収入	4,106,209	114,003	3,992,206
	5 収益事業収入	14,334,013	3,710,525	18,044,538
	7 雑収入	10,879,279	1,026,900	11,906,179
15 県債		234,698,000	15,359,462	250,057,462
	1 県債	234,698,000	15,359,462	250,057,462
歳入合計		1,935,663,995	45,858,547	1,889,805,448

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,248,389	82,901	3,165,488
	1 議会費	3,248,389	82,901	3,165,488
2 総務費		97,806,652	5,953,153	91,853,499
	1 総務管理費	21,805,018	471,327	21,333,691
	2 企画費	7,587,446	925,953	6,661,493
	3 県民費	9,466,385	530,564	8,935,821
	4 環境費	9,469,134	627,680	8,841,454
	5 徴税費	27,466,557	1,585,695	25,880,862
	6 市町村振興費	5,049,632	490,679	4,558,953
	7 選挙費	8,782,094	1,138,038	7,644,056
	8 防災費	6,534,381	84,601	6,449,780
	9 統計調査費	1,030,753	83,210	947,543
	10 人事委員会費	302,518	13,750	288,768
	11 監査委員費	312,734	1,656	311,078

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		364,930,012	13,089,543	351,840,469
	1 社会福祉費	260,957,520	7,357,286	253,600,234
	2 児童福祉費	92,282,962	6,622,170	85,660,792
	3 生活保護費	11,420,619	7,480	11,413,139
	4 災害救助費	268,911	897,393	1,166,304
4 衛生費		61,546,050	2,654,574	58,891,476
	1 公衆衛生費	28,323,969	865,004	27,458,965
	2 環境衛生費	2,658,686	96,907	2,561,779
	3 保健所費	3,745,877	64,157	3,681,720
	4 医薬費	11,946,911	1,628,506	10,318,405
5 労働費		5,664,269	696,401	4,967,868
	1 労政費	1,989,465	131,841	1,857,624
	2 職業訓練費	3,513,484	563,133	2,950,351
	3 労働委員会費	161,320	1,427	159,893
6 農林水産業費		26,353,484	1,618,744	24,734,740
	1 農業費	9,246,525	1,007,999	8,238,526

	2 蚕糸特産及び水産業費	452,039	1,839	450,200
	3 畜産業費	2,188,005	30,605	2,157,400
	4 林業費	4,747,309	349,345	4,397,964
	5 農地費	9,719,606	228,956	9,490,650
7 商工費		19,050,329	4,440,685	14,609,644
	1 商工業費	18,671,300	4,431,385	14,239,915
	2 観光費	379,029	9,300	369,729
8 土木費		137,646,020	1,010,307	136,635,713
	1 土木管理費	10,893,789	320,602	10,573,187
	2 道路橋りょう費	55,961,267	507,577	56,468,844
	3 河川費	43,817,735	347,035	43,470,700
	4 都市計画費	25,886,263	812,432	25,073,831
	5 住宅費	1,086,966	37,815	1,049,151
9 警察費		151,549,038	1,073,224	150,475,814
	1 警察管理費	140,015,510	992,100	139,023,410
	2 警察活動費	11,533,528	81,124	11,452,404

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		492,836,030	538,256	492,297,774
	1 教育総務費	57,805,685	376,285	58,181,970
	2 小学校費	138,579,135	696,347	137,882,788
	3 中学校費	83,327,041	540,540	82,786,501
	4 高等学校費	105,334,584	1,901,666	107,236,250
	5 特別支援学校費	43,251,580	909,551	42,342,029
	6 大学費	2,672,485	266,205	2,406,280
	8 社会教育費	4,739,538	271,522	4,468,016
	9 保健体育費	1,306,805	132,042	1,174,763
11 災害復旧費		20,153,781	1,245,804	18,907,977
	1 民生施設災害復旧費	232,512	25,617	258,129
	4 土木施設災害復旧費	10,677,750	1,271,421	9,406,329
12 公債費		280,958,085	8,597,722	272,360,363
	1 公債費	280,958,085	8,597,722	272,360,363
13 諸支出金		273,421,856	4,857,233	268,564,623
	1 公営企業支出金	13,132,856	304,233	12,828,623

	2 地方消費税清算金	107,500,000	2,971,000	110,471,000
	3 所得割交付金	309,000	11,000	320,000
	4 利子割交付金	1,543,000	710,000	833,000
	5 配当割交付金	5,573,000	188,000	5,385,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	5,394,000	2,074,000	3,320,000
	7 地方消費税交付金	125,555,000	4,072,000	121,483,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	1,466,000	59,000	1,525,000
	9 自動車取得税交付金	4,332,000	356,000	3,976,000
	10 軽油引取税交付金	7,219,000	194,000	7,025,000
歳	出	合	計	
		1,935,663,995	45,858,547	1,889,805,448

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	4 医薬費	高等看護学院 施設整備費	402,357	令和元年度 令和2年度	100,082 302,275	387,772	令和元年度 令和2年度	85,573 302,199
		1 教育総務費		県立高等学校防音 校舎空調設備設置 費(平成30年度 着工分)	579,704		平成30年度 令和元年度	111,639 468,065
		教育関係庁舎 解体事業費(令和 元年度着工分)	803,763	令和元年度 令和2年度		449,197 354,566	803,576	令和元年度 令和2年度
	4 高等学校費	県立高等学校実験 実習棟改築費(平成 30年度着工分)		2,481,395	平成30年度 令和元年度 令和2年度	608,081 841,061 1,032,253		2,465,491

10教育費		県立高等学校実験 実習棟改築費（令和 元年度着工分）	2,087,575	令和元年度 令和2年度 令和3年度	1,250,789 678,124 158,662	2,086,862	令和元年度 令和2年度 令和3年度	1,802,273 125,927 158,662
	5	特別支援費 学校費	4,300,875	平成30年度 令和元年度 令和2年度	199,008 1,449,611 2,652,256	4,299,558	平成30年度 令和元年度 令和2年度	199,008 1,448,294 2,652,256
	8	社会教育費	153,683	平成29年度 平成30年度 令和元年度	59,070 48,212 46,401	131,037	平成29年度 平成30年度 令和元年度	59,070 48,212 23,755

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	国土調査費	37,485
	4 環境費	次世代自動車普及促進事業費	80,000
		自然公園等施設整備費	5,242
3 民生費	1 社会福祉費	民間社会福祉施設整備促進事業費	369,254
		心身障害児(者)援護施設等整備助成費	2,313,773
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費	32,000
4 衛生費	4 医薬費	医療施設防災対策推進事業費	50,534
	1 農業費	農業経営基盤強化対策費	26,289
		経営体育成条件整備費	600,924
		埼玉園芸生産力強化支援費	456,110
		農業技術研究センター施設整備事業費	99,873

6 農 林 水 産 業 費	3 畜 産 業 費	秩父高原牧場費	5,412
		C S F 緊急対策事業費	92,000
	4 林 業 費	森林整備推進事業費	67,802
		水源地域の森づくり事業費	287,396
		林業・木材産業構造改革事業費	54,365
		県営林事業費	28,855
		都市と山村交流の森管理事業費	8,365
		森林管理道整備事業費	463,831
	5 農 地 費	治山事業費	609,846
		かんがい排水事業費	557,242
農道整備事業費		47,000	
		団体営土地改良事業費	152,492

款	項	事業名	金額
		川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費	125,744
7 商 工 費	1 商 工 業 費	次世代産業支援費	334,000
	2 道 路 橋 り ょ う 費	舗装道整備費	830,000
		道路環境整備費	203,000
		電線地中化（道路）整備費	363,000
		交差点整備費	189,000
		バリアフリー安全対策費	128,000
		自転車通行環境整備費	69,000
		河川管理費	28,749
		排水機場等維持修繕費	561,161
		河川維持修繕費	948,823

8 土 木 費	3 河 川 費	河川改修調査費	11,499
		市町村治水事業費負担金	24,000
		県市連携浸水対策費	488,000
		砂防維持修繕費	216,800
		砂防施設費	179,100
		急傾斜地崩壊対策費	64,800
		水防情報システム整備費	5,940
	4 都 市 計 画 費	公共団体区画整理事業県道整備費	37,000
		つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	1,019,118
		市街地再開発促進費補助	148,156
		連続立体交差費	86,611
		連続立体交差事業費	470,691

款	項	事業名	金額
		公園等施設管理費	434,279
		公園等施設整備費	1,961,924
		新たな森建設費	545,458
		埼玉スタジアム2002公園管理運営費	1,142,248
		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	271,371
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	県立学校建物等維持管理費	172,117
		快適ハイスクール施設整備費	153,510
		県立学校大規模改修費	1,963,073
		県立学校体育館整備費	108,729
	4 高 等 学 校 費	情報教育推進費	1,952,845
		県立高等学校実験実習棟改築費	252,927

11 災 害 復 旧 費	1 民生施設災害復旧費	令和元年発生社会福祉施設等災害復旧費	48,575
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	令和元年発生森林管理道災害復旧費	2,286,490
		令和元年発生農地・農業用施設災害復旧費	2,003,000
		令和元年発生畜産施設災害復旧費	183,700
		令和元年発生森林ふれあい施設災害復旧費	65,600
3 商工施設災害復旧費	令和元年発生中小企業等施設災害復旧費	2,841,105	
7 県庁舎等施設災害復旧費	令和元年発生防災行政無線施設災害復旧費	19,321	
	令和元年発生自然公園施設災害復旧費	30,143	

変更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	5 農 地 費	ほ 場 整 備 事 業 費	26,460	ほ 場 整 備 事 業 費	489,623
		農 地 防 災 事 業 費	331,560	農 地 防 災 事 業 費	772,960
	2 道 路 橋 り よ う 費	災 害 防 除 費	50,000	災 害 防 除 費	634,000
		自 転 車 歩 行 者 道 整 備 費	160,000	自 転 車 歩 行 者 道 整 備 費	716,000
		道 路 安 全 施 設 費	60,000	道 路 安 全 施 設 費	1,477,000
		社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (維 持) 事 業 費	496,408	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (維 持) 事 業 費	665,408
		社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (交 通 安 全) 事 業 費	586,800	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (交 通 安 全) 事 業 費	1,182,800
		道 路 改 築 費	10,000	道 路 改 築 費	868,894
		道 路 改 築 事 業 費	400,000	道 路 改 築 事 業 費	436,200

8 土 木 費		社会資本整備総合交付金 (改 築) 事 業 費	1,588,112	社会資本整備総合交付金 (改 築) 事 業 費	5,632,805
		橋 り よ う 修 繕 費	2,289,280	橋 り よ う 修 繕 費	4,155,280
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持) 事業費	720,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持) 事業費	851,000
		橋 り よ う 架 換 費	606,000	橋 り よ う 架 換 費	1,236,698
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備) 事業費	540,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備) 事業費	559,632
	3 河 川 費	ダム等施設管理費	108,000	ダム等施設管理費	265,239
		河 川 改 修 費	220,000	河 川 改 修 費	2,363,137
		社会資本整備総合交付金 (河 川) 事 業 費	5,663,400	社会資本整備総合交付金 (河 川) 事 業 費	11,904,955
		河川施設震災対策費	92,000	河川施設震災対策費	110,346
		床上浸水対策事業費	894,000	床上浸水対策事業費	1,147,000
	河 川 改 修 事 業 費	600,000	河 川 改 修 事 業 費	651,600	

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費	10,500	川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費	794,000
		社会資本整備総合交付金(砂防)事業費	120,000	社会資本整備総合交付金(砂防)事業費	807,665
		社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費	50,000	社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費	162,000
	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金(区画整理)事業費	50,000	社会資本整備総合交付金(区画整理)事業費	219,280
		街路整備費	1,295,300	街路整備費	2,140,573
		社会資本整備総合交付金(街路)事業費	569,437	社会資本整備総合交付金(街路)事業費	1,896,896
		社会資本整備総合交付金(公園)事業費	120,000	社会資本整備総合交付金(公園)事業費	269,185
	11 災害復旧費	4 土木施設災害復旧費	令和元年発生土木施設災害復旧費	5,836,000	令和元年発生土木施設災害復旧費

第4表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 町 村 シ ス テ ム 集 約 化 基 盤 整 備 事 業	71,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業	26,462	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の定めるところによる。	無 利 子	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の定めるところによる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教職員退職手当	3,200,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県立学校情報通信基盤整備事業	976,000	同上	同上	同上
令和元年度減収補填債	18,838,000	同上	同上	同上

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
議会低公害車整備事業	21,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	20,000		(補正前に同じ。)	
低公害車整備事業	75,000	同	同上	同上	51,000		(同上)	
県有施設整備事業	3,474,000	同	同上	同上	3,118,000		(同上)	
試験研究機関等設備整備事業	58,000	同	同上	同上	49,000		(同上)	

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緑の森博物館 用地購入事業	48,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	43,000		(補正前に同じ。)	
身近な緑公有地化事業	122,000	同	同上	同上	102,000		(同上)	
消防学校施設整備事業	21,000	同	同上	同上	14,000		(同上)	
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,392,000	同	同上	同上	1,571,000		(同上)	
老人福祉施設整備事業	1,315,000	同	同上	同上	1,200,000		(同上)	

総合リハビリテーション センター施設等整備事業	95,000	同	上	同	上	同	上	79,000	(同 上)
児童福祉施設整備事業	286,000	同	上	同	上	同	上	224,000	(同 上)
保健所整備事業	12,000	同	上	同	上	同	上	9,000	(同 上)
県立高等看護学院 施設整備事業	99,000	同	上	同	上	同	上	85,000	(同 上)
高等技術専門学校 施設整備事業	4,000	同	上	同	上	同	上	0	
農業技術研究センター 施設整備事業	196,000	同	上	同	上	同	上	195,000	(補正前に同じ。)
県単独林道事業	276,000	同	上	同	上	同	上	269,000	(同 上)
林道事業	266,000	同	上	同	上	同	上	261,000	(同 上)
治山事業	211,000	同	上	同	上	同	上	190,000	(同 上)
県単独農業基盤整備事業	816,000	同	上	同	上	同	上	811,000	(同 上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	1,226,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,176,000		(補正前に同じ。)	
直轄事業（土地改良）負担金	466,000	同	同上	同上	532,000		(同上)	
産業文化センター施設整備事業	199,000	同	同上	同上	104,000		(同上)	
産業技術総合センター施設整備事業	58,000	同	同上	同上	55,000		(同上)	
県単独道路建設事業	21,943,000	同	同上	同上	21,966,000		(同上)	

道 路 事 業	7,784,000	同	上	同	上	同	上	7,550,000	(同	上)
直 轄 事 業 負 担 金	16,274,000	同	上	同	上	同	上	17,104,000	(同	上)
県 単 独 河 川 改 修 事 業	6,995,000	同	上	同	上	同	上	7,066,000	(同	上)
河 川 事 業	9,153,000	同	上	同	上	同	上	9,134,000	(同	上)
県 単 独 砂 防 事 業	554,000	同	上	同	上	同	上	636,000	(同	上)
砂 防 事 業	779,000	同	上	同	上	同	上	734,000	(同	上)
都 市 環 境 整 備 事 業	1,623,000	同	上	同	上	同	上	1,461,000	(同	上)
県 単 独 街 路 事 業	3,787,000	同	上	同	上	同	上	3,730,000	(同	上)
街 路 事 業	2,135,000	同	上	同	上	同	上	2,111,000	(同	上)
県 単 独 公 園 事 業	5,011,000	同	上	同	上	同	上	4,963,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園事業	392,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	286,000		(補正前に同じ。)	
警察署等低公害車整備事業	165,000	同	同上	同上	162,000		(同上)	
警察署庁舎建設事業	5,589,000	同	同上	同上	5,573,000		(同上)	
県立高等学校建設事業	9,354,000	同	同上	同上	8,846,000		(同上)	
県立特別支援学校建設事業	3,528,000	同	同上	同上	4,018,000		(同上)	

社会教育施設整備事業	1,557,000	同	上	同	上	同	上	1,298,000	(同	上)
公立大学法人埼玉県立 大学施設整備事業	660,000	同	上	同	上	同	上	400,000	(同	上)
史跡整備事業	5,000	同	上	同	上	同	上	3,000	(同	上)
民生施設災害復旧事業	77,000	同	上	同	上	同	上	102,000	(同	上)
土木施設災害復旧事業	2,315,000	同	上	同	上	同	上	1,926,000	(同	上)
都市施設災害復旧事業	1,486,000	同	上	同	上	同	上	1,410,000	(同	上)
水道用水供給事業 出資金	1,841,000	同	上	同	上	同	上	1,749,000	(同	上)
臨時財政対策債	112,500,000	同	上	同	上	同	上	106,105,000	(同	上)

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,387,978千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,892,193,426千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		178,034,905	1,601,586	179,636,491
	1 国庫負担金	105,841,256	263,933	106,105,189
	2 国庫補助金	64,825,544	1,337,653	66,163,197
12 繰入金		43,535,476	786,392	44,321,868
	2 基金繰入金	41,359,284	786,392	42,145,676
歳入合計		1,889,805,448	2,387,978	1,892,193,426

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		351,840,469	2,168,297	354,008,766
	1 社会福祉費	253,600,234	2,131,569	255,731,803
	2 児童福祉費	85,660,792	33,854	85,694,646
	3 生活保護費	11,413,139	2,874	11,416,013
4 衛生費		58,891,476	219,681	59,111,157
	1 公衆衛生費	27,458,965	219,681	27,678,646
歳出合計		1,889,805,448	2,387,978	1,892,193,426

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	554,285
	2 児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	11,279
		児童福祉施設整備助成費	22,575
	3 生活保護費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	2,874
4 衛生費	1 公衆衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	219,681

変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	介 護 基 盤 緊 急 整 備 等 特 別 対 策 事 業 費	32,000	介 護 基 盤 緊 急 整 備 等 特 別 対 策 事 業 費	59,384

令和元年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県公債費特別会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県公債費特別会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県公債費特別会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,124,282千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ630,664,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		370,646,823	4,124,282	366,522,541
	1 一般会計繰入金	195,897,136	4,066,557	191,830,579
	2 特別会計繰入金	1,640,687	57,725	1,582,962
歳入合計		634,788,823	4,124,282	630,664,541

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		634,788,823	4,124,282	630,664,541
	1 公債費	634,788,823	4,124,282	630,664,541
歳出	合計	634,788,823	4,124,282	630,664,541

令和元年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県証紙特別会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県証紙特別会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県証紙特別会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,154千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,776,308千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		17,691,153	85,154	17,776,307
	1 証紙収入	17,691,153	85,154	17,776,307
歳入合計		17,691,154	85,154	17,776,308

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰出金		17,682,154	85,154	17,767,308
	1 一般会計繰出金	17,682,154	85,154	17,767,308
歳出合計		17,691,154	85,154	17,776,308

令和元年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ682,603千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,975,961千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		24,110	197	24,307
	1 財産運用収入	24,110	197	24,307
2 繰入金		7,500,000	848,729	6,651,271
	1 基金繰入金	7,500,000	848,729	6,651,271

4 諸 収 入		6,134,453	165,929	6,300,382
	1 貸付金元利収入	6,134,453	165,929	6,300,382
歳 入 合 計		13,658,564	682,603	12,975,961

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,658,564	682,603	12,975,961
	1 市町村振興事業費	13,658,564	682,603	12,975,961
歳 出 合 計		13,658,564	682,603	12,975,961

令和元年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ869,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,886,360千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		14,512	455	14,057
	1 財産運用収入	14,512	455	14,057
3 繰入金		1,071,150	870,000	1,941,150
	1 一般会計繰入金	140,000	870,000	1,010,000
歳入合計		2,016,815	869,545	2,886,360

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		2,016,815	869,545	2,886,360
	2 基金積立金	154,513	869,545	1,024,058
歳出合計		2,016,815	869,545	2,886,360

令和元年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ958,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ617,467,754千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		173,023,703	395,520	172,628,183
	1 国庫負担金	132,885,251	549,029	132,336,222
	2 国庫補助金	40,138,452	153,509	40,291,961
3 療養給付費等交付金		272,253	247,429	24,824
	1 療養給付費等交付金	272,253	247,429	24,824
4 前期高齢者交付金		199,083,831	593,488	199,677,319
	1 前期高齢者交付金	199,083,831	593,488	199,677,319

6 財 産 収 入		44,542	12,298	56,840
	1 財 産 運 用 収 入	44,542	12,298	56,840
7 繰 入 金		40,554,796	461,045	40,093,751
	1 一 般 会 計 繰 入 金	40,146,939	461,045	39,685,894
8 繰 越 金		7,548,431	1,392,713	8,941,144
	1 繰 越 金	7,548,431	1,392,713	8,941,144
9 諸 収 入		81,353	63,847	145,200
	1 雑 入	81,353	63,847	145,200
歳 入 合 計		616,509,402	958,352	617,467,754

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		9,688	2,451	7,237
	1 総 務 管 理 費	7,974	1,945	6,029
	2 運 営 協 議 会 費	1,714	506	1,208
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		482,945,992	193,450	483,139,442
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	482,945,992	193,450	483,139,442
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		94,539,440	596,580	93,942,860
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	94,539,440	596,580	93,942,860
5 介 護 納 付 金		30,152,053	32,595	30,119,458
	1 介 護 納 付 金	30,152,053	32,595	30,119,458
9 基 金 積 立 金		44,542	12,298	56,840
	1 基 金 積 立 金	44,542	12,298	56,840

10 諸 支 出 金		7,629,605	1,384,230	9,013,835
	1 償還金及び還付加算金	7,629,605	1,384,230	9,013,835
歳 出 合 計		616,509,402	958,352	617,467,754

令和元年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,256千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 就農支援資金業務勘定収入		282	66	216
	1 繰入金	242	111	131
	2 繰越金	38	45	83

3 農業改良資金貸付勘定収入		6,228	1,190	5,038
	1 繰越金	6,227	1,190	5,037
4 農業改良資金業務勘定収入		1,187	0	1,187
	1 繰入金	640	640	0
	2 繰越金	543	640	1,183
歳入合計		24,419	1,256	23,163

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 就農支援資金業務勘定		282	66	216
	1 管理指導事務費	272	66	206
3 農業改良資金貸付勘定		6,228	1,190	5,038
	1 農業改良資金貸付費	6,228	1,190	5,038
歳出合計		24,419	1,256	23,163

令和元年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県用地事業特別会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県用地事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県用地事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ982,980千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ314,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		297,325	17,037	314,362
	1 財産運用収入	43,100	17,037	60,137
2 繰入金		1,000,248	1,000,248	0
	1 繰入金	1,000,248	1,000,248	0

3 繰越金		1	231	232
	1 繰越金	1	231	232
歳入合計		1,297,575	982,980	314,595

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		1,297,575	982,980	314,595
	1 用地事業費	1,297,575	982,980	314,595
歳出合計		1,297,575	982,980	314,595

令和元年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ703,018千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,351,423千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		8,132,793	198,317	7,934,476
	1 住宅使用料	8,132,793	198,317	7,934,476

2 国庫支出金		1,923,491	295,719	1,627,772
	1 国庫補助金	1,923,491	295,719	1,627,772
3 財産収入		50,712	487	50,225
	1 財産運用収入	50,712	487	50,225
4 繰入金		826,745	101,122	725,623
	1 繰入金	826,745	101,122	725,623
5 繰越金		190	175,619	175,809
	1 繰越金	190	175,619	175,809
6 諸収入		24,510	19,008	43,518
	2 雑収入	24,196	19,008	43,204
7 県債		2,096,000	302,000	1,794,000
	1 県債	2,096,000	302,000	1,794,000
歳入合計		13,054,441	703,018	12,351,423

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		9,920,234	666,912	9,253,322
	1 住宅管理費	6,273,693	19,892	6,253,801
	2 住宅建設費	3,646,541	647,020	2,999,521
2 繰出金		1,964,743	17,751	1,982,494
	1 繰出金	1,964,743	17,751	1,982,494
3 公債費		1,159,464	53,857	1,105,607
	1 公債費	1,159,464	53,857	1,105,607
歳出	合計	13,054,441	703,018	12,351,423

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		平成27年度 公営住宅建設費	3,233,301	平成27年度	93,381	3,088,497	平成27年度	93,381
				平成28年度	1,129,398		平成28年度	1,129,398
				平成29年度	1,793,203		平成29年度	1,793,203
				平成30年度	17,226		平成30年度	17,226
				令和元年度	200,093		令和元年度	55,289
		平成28年度 公営住宅建設費	1,304,812	平成28年度	74,572	1,087,546	平成28年度	74,572
				平成29年度	254,242		平成29年度	254,242
				平成30年度	632,137		平成30年度	632,137
				令和元年度	343,861		令和元年度	126,595

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成29年度 公営住宅建設費	2,772,399	平成29年度	110,759	2,758,544	平成29年度	110,759
				平成30年度	1,084,542		平成30年度	1,084,542
				令和元年度	1,161,264		令和元年度	1,147,409
				令和2年度	415,834		令和2年度	415,834
		平成30年度 公営住宅建設費	3,049,419	平成30年度	163,180	3,048,966	平成30年度	163,180
				令和元年度	642,923		令和元年度	642,470
				令和2年度	1,528,855		令和2年度	1,528,855
				令和3年度	714,461		令和3年度	714,461
		令和元年度 公営住宅建設費	2,926,893	令和元年度	183,060	2,891,549	令和元年度	147,716
令和2年度	546,889			令和2年度	546,889			
令和3年度	1,448,659			令和3年度	1,448,659			
令和4年度	748,285			令和4年度	748,285			

		平成28年度 公営住宅 団地再生 事業費	1,330,365	平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度	27,716 229,828 880,928 191,893	1,172,261	平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度	27,716 229,828 880,928 33,789
		平成29年度 公営住宅 団地再生 事業費	1,102,240	平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度	22,228 172,177 783,214 124,621	1,098,913	平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度	22,228 172,177 779,887 124,621

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 住 宅 事 業 費	2 住 宅 建 設 費	借上型県営住宅整備事業費	29,040

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,984,000	普通貸借は行 又証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,682,000	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)

令和元年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,278千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ672,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		15,363	420	14,943
	1 財産運用収入	15,363	420	14,943
2 繰入金		719,750	114,294	605,456
	1 繰入金	719,750	114,294	605,456

3 繰越金		1	8,121	8,122
	1 繰越金	1	8,121	8,122
4 諸収入		38,510	5,315	43,825
	1 貸付金元利収入	38,121	650	37,471
	3 雑収入	374	5,965	6,339
歳入合計		773,624	101,278	672,346

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		773,624	101,278	672,346
	1 高等学校等奨学金事業費	773,624	101,278	672,346
歳出合計		773,624	101,278	672,346

令和元年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県公営競技事業特別会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県公営競技事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県公営競技事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,310,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,982,511千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入場料収入		40,203	3,282	36,921
	1 入場料収入	40,202	3,282	36,920
2 投票券発売収入		28,144,477	606,255	28,750,732
	1 投票券発売収入	28,088,476	606,255	28,694,731

3 財 産 収 入		234,726	477	234,249
	1 財 産 運 用 収 入	234,725	477	234,248
4 繰 越 金		2	3,277,296	3,277,298
	1 繰 越 金	2	3,277,296	3,277,298
5 諸 収 入		252,543	430,768	683,311
	2 収 益 事 業 収 入	1	430,768	430,769
歳 入 合 計		28,671,951	4,310,560	32,982,511

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		208,563	477	208,086
	1 公営競技総務費	208,563	477	208,086
2 公営競技事業費		28,123,375	600,512	28,723,887
	1 公営競技事業費	28,123,375	600,512	28,723,887
3 繰出金		334,013	3,710,525	4,044,538
	1 繰出金	334,013	3,710,525	4,044,538
歳出合計		28,671,951	4,310,560	32,982,511

令和元年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第2条 「平成31年度埼玉県工業用水道事業会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県工業用水道事業会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県工業用水道事業会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（業務の予定量）

第3条 令和元年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	1,050,221 千円	96,541 千円	953,680 千円

（収益的収入及び支出）

第4条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	1,850,927	30,918	1,820,009
第1項 営業費用	1,673,335	36,127	1,637,208

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第2項 営 業 外 費 用	64,773	5,485	70,258
第3項 特 別 損 失	108,819	276	108,543

(資本的収入及び支出)

第5条 予算第4条本文括弧書中「410,776千円」を「359,835千円」に、「27,038千円」を「24,364千円」に、「230,000千円」を「170,000千円」に、「2,323千円」を「14,056千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	829,258	45,600	783,658
第1項 建 設 補 助 金	103,400	45,600	57,800

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	1,240,034	96,541	1,143,493
第1項 建 設 改 良 費	1,088,619	96,541	992,078

(継続費)

第 6 条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	利根導水路大規模 地震対策事業	159,326	平成26年度	2,001	159,326	平成26年度	2,001
				平成27年度	8,613		平成27年度	8,613
				平成28年度	9,476		平成28年度	9,476
				平成29年度	15,534		平成29年度	15,534
				平成30年度	20,457		平成30年度	20,457
				令和元年度	27,568		令和元年度	25,570
				令和2年度	24,478		令和2年度	18,598
				令和3年度	15,999		令和3年度	19,893
				令和4年度	9,575		令和4年度	9,575
				令和5年度	25,625		令和5年度	29,609

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		柿木浄水場 耐震化事業	1,683,569	令和元年度	78,113	1,683,569	令和元年度	57,232
				令和2年度	243,316		令和2年度	206,102
				令和3年度	340,060		令和3年度	340,060
				令和4年度	360,049		令和4年度	360,049
				令和5年度	512,016		令和5年度	512,016
				令和6年度	150,015		令和6年度	208,110

令和元年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第2条 「平成31年度埼玉県水道用水供給事業会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県水道用水供給事業会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県水道用水供給事業会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（業務の予定量）

第3条 令和元年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	12,125,590 千円	1,183,078 千円	10,942,512 千円

（収益的収入及び支出）

第4条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	48,041,681	184,159	47,857,522
第1項 営業収益	43,087,355	177,479	42,909,876
第2項 営業外収益	4,954,325	6,680	4,947,645

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	47,129,058	1,306,139	45,822,919
第1項 営業費用	42,192,063	1,248,221	40,943,842
第2項 営業外費用	4,648,513	48,659	4,599,854
第3項 特別損失	248,482	9,259	239,223

(資本的収入及び支出)

第5条 予算第4条本文括弧書中「15,249,459千円」を「18,384,388千円」に、「733,932千円」を「820,295千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金14,515,527千円」を「減債積立金3,081,159千円及び過年度分損益勘定留保資金14,482,934千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	13,076,455	4,405,447	8,671,008
第1項 建設補助金	2,155,718	129,721	2,025,997
第2項 企業債	7,100,000	4,179,000	2,921,000

第3項 他會計出資金	3,655,115	92,000	3,563,115
第4項 他會計補助金	163,606	4,726	158,880

支 出

(單位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	28,325,914	1,270,518	27,055,396
第1項 建設改良費	13,240,730	1,205,785	12,034,945
第2項 企業債償還金	9,679,685	64,733	9,614,952

(継続費)

第 6 条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道水源開発 施設整備事業	80,500,267	平成16年度	4,510,469	80,500,267	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	5,557,622		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	4,218,824		平成22年度	4,218,824
				平成23年度	3,528,967		平成23年度	3,528,967
				平成24年度	2,672,647		平成24年度	2,672,647
				平成25年度	2,257,072		平成25年度	2,257,072
				平成26年度	2,130,851		平成26年度	2,130,851
				平成27年度	2,464,777		平成27年度	2,464,777
		平成28年度	3,960,079	平成28年度	3,960,079			
		平成29年度	6,450,877	平成29年度	6,450,877			

1 資本的支出	1 建設改良費			平成30年度	8,105,251		平成30年度	8,105,251
				令和元年度	4,774,585		令和元年度	4,482,322
				令和2年度	1,759,843		令和2年度	558,134
				令和3年度	211,415		令和3年度	1,575,941
				令和4年度	245,316		令和4年度	245,316
				令和5年度	311,062		令和5年度	440,508
		吉見浄水場拡張 関連整備 (期)事業	4,180,348	平成27年度	100,992	4,180,348	平成27年度	100,992
				平成28年度	592,309		平成28年度	592,309
				平成29年度	958,570		平成29年度	958,570
				平成30年度	163,760		平成30年度	163,760
				令和元年度	357,563		令和元年度	332,474
				令和2年度	944,063		令和2年度	1,020,687
		水道施設 耐震化事業	28,961,444	平成26年度	480,078	28,961,444	平成26年度	480,078
				平成27年度	1,251,742		平成27年度	1,251,742
				平成28年度	1,970,017		平成28年度	1,970,017
				平成29年度	1,447,789		平成29年度	1,447,789
				平成30年度	1,017,668		平成30年度	1,017,668

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				令和元年度	1,140,518		令和元年度	777,116
				令和2年度	6,601,809		令和2年度	3,148,406
				令和3年度	5,721,174		令和3年度	7,234,952
				令和4年度	9,330,649		令和4年度	11,633,676
		利根導水路大規模 地震対策事業	2,183,544	平成26年度	33,359	2,183,544	平成26年度	33,359
				平成27年度	152,183		平成27年度	152,183
				平成28年度	272,533		平成28年度	272,533
				平成29年度	252,432		平成29年度	252,432
				平成30年度	260,714		平成30年度	260,714
				令和元年度	359,869		令和元年度	332,336
				令和2年度	237,490		令和2年度	178,966
				令和3年度	157,245		令和3年度	186,899
				令和4年度	116,154		令和4年度	116,154
				令和5年度	341,565		令和5年度	397,968

(企業債)

第 7 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額中「7,100,000 千円」を「2,921,000 千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第 8 条 予算第 9 条中「617,670 千円」を「612,944 千円」に改める。

令和元年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 主なる建設改良事業	19,467,883 千円	1,003,000 千円	18,464,883 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	7,137,878	244,874	7,382,752
第1項 営業費用	7,100,646	238,755	7,339,401
第2項 営業外費用	17,231	6,119	23,350

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「20,661,770千円」を「19,658,770千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	22,314,631	1,003,000	21,311,631
第1項 建設改良費	19,761,385	1,003,000	18,758,385

(継続費)

第 5 条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	川越増形地区 産業団地整備事業	6,549,814	平成30年度	5,546,814	6,549,814	平成30年度	5,546,814
		令和元年度		1,003,000	令和元年度		0	
		嵐山花見台 工業団地拡張地区 産業団地整備事業	1,286,697	令和2年度	261,800	1,286,697	令和2年度	147,535
				平成30年度	686,897		平成30年度	686,897
				令和元年度	338,000		令和元年度	338,000
				令和3年度			令和3年度	64,600
				令和4年度			令和4年度	49,665

令和元年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第2条 「平成31年度埼玉県流域下水道事業会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県流域下水道事業会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県流域下水道事業会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（業務の予定量）

第3条 令和元年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	21,081,400 千円	1,619,720 千円	19,461,680 千円

(収益的収入及び支出)

第4条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	51,596,036	208,873	51,387,163
第2項 営業外収益	20,177,156	208,873	19,968,283

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	51,577,068	533,556	51,043,512
第1項 営業費用	50,164,126	408,857	49,755,269
第2項 営業外費用	1,351,941	224,272	1,127,669
第3項 特別損失	1	99,573	99,574

(資本的収入及び支出)

第5条 予算第4条本文括弧書中「51,285千円」を「85,044千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,047,210千円」を「建設改良積立金41,973千円、減債積立金382,593千円、過年度分損益勘定留保資金1,413,495千円」に、「4,136,385千円」を「3,311,775千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	28,188,434	2,406,625	25,781,809
第1項 建設補助金	13,012,100	724,700	12,287,400
第2項 建設負担金	6,175,230	829,291	5,345,939
第3項 企業債	8,204,000	854,000	7,350,000
第5項 他会計補助金	125,759	1,366	127,125

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	33,423,314	2,406,625	31,016,689
第1項 建 設 改 良 費	25,546,139	2,406,625	23,139,514

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額中「8,204,000千円」を「7,350,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「6,619,128千円」を「6,411,621千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百二号

埼玉県議会令和二年二月定例会において議決された令和二年度埼玉県一般会計予算並びに令和二年度の埼玉県の特別会計予算、公営企業会計予算、令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）及び令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計予算

令和2年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,960,315,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		775,500,000
	1 県 民 税	310,998,000
	2 事 業 税	155,430,000
	3 地 方 消 費 税	139,929,000
	4 不 動 産 取 得 税	19,004,000
	5 県 た ば こ 税	7,215,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,054,000
	7 軽 油 引 取 税	51,145,514
	8 自 動 車 税	89,697,001
	9 鉱 区 税	5,095
	10 狩 猟 税	21,390
11 旧 法 に よ る 税	1,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		310,295,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	310,295,000

3 地 方 譲 与 税		129,370,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	125,200,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,347,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	145,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	543,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	772
	6 森 林 環 境 譲 与 税	134,228
4 地 方 特 例 交 付 金		5,361,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	5,361,000
5 地 方 交 付 税		218,700,000
	1 地 方 交 付 税	218,700,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,545,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,545,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,435,935
	1 分 担 金	234,211
	2 負 担 金	3,201,724

款	項	金額
8 使用料及び手数料		28,809,950
	1 使用料	17,732,458
	2 手数料	11,077,492
9 国庫支出金		164,235,796
	1 国庫負担金	108,863,163
	2 国庫補助金	49,300,712
	3 委託金	6,071,921
10 財産収入		10,931,894
	1 財産運用収入	5,970,528
	2 財産売却収入	4,961,366
11 寄附金		156,001
	1 寄附金	156,001
12 繰入金		72,557,162
	1 特別会計繰入金	1,705,784
	2 基金繰入金	70,851,378
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000

14 諸 収 入		29,480,262
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,017,206
	2 預 金 利 子	3,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,778,582
	4 受 託 事 業 収 入	3,465,250
	5 収 益 事 業 収 入	14,331,676
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	6,883,048
15 県 債		209,837,000
	1 県 債	209,837,000
歳 入 合 計		1,960,315,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,209,305
	1 議 会 費	3,209,305
2 総 務 費		94,567,780
	1 総 務 管 理 費	26,520,572
	2 企 画 費	5,950,387
	3 県 民 費	10,807,032
	4 環 境 費	9,220,833
	5 徴 税 費	27,747,533
	6 市 町 村 振 興 費	4,835,927
	7 選 挙 費	64,347
	8 防 災 費	4,958,190
	9 統 計 調 査 費	3,845,479
	10 人 事 委 員 会 費	308,153
11 監 査 委 員 費	309,327	
3 民 生 費		380,728,403
	1 社 会 福 祉 費	271,577,325

	2 児 童 福 祉 費	97,659,170
	3 生 活 保 護 費	11,418,567
	4 災 害 救 助 費	73,341
4 衛 生 費		65,585,048
	1 公 衆 衛 生 費	29,113,846
	2 環 境 衛 生 費	3,858,913
	3 保 健 所 費	4,281,535
	4 医 薬 費	12,183,999
	5 公 営 企 業 支 出 金	16,146,755
5 労 働 費		5,542,478
	1 労 政 費	1,951,763
	2 職 業 訓 練 費	3,429,547
	3 労 働 委 員 会 費	161,168
6 農 林 水 産 業 費		24,412,237
	1 農 業 費	8,503,400
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	593,325
	3 畜 産 業 費	1,302,537

款	項	金額
	4 林業費	4,682,714
	5 農地費	9,330,261
7 商工費		21,801,311
	1 商工業費	21,434,361
	2 観光費	366,950
8 土木費		123,581,374
	1 土木管理費	10,821,781
	2 道路橋りょう費	52,002,750
	3 河川費	35,981,294
	4 都市計画費	24,128,380
	5 住宅費	647,169
9 警察費		147,331,176
	1 警察管理費	135,443,473
	2 警察活動費	11,887,703
10 教育費		490,816,124
	1 教育総務費	50,840,071

	2 小 学 校 費	137,814,089
	3 中 学 校 費	82,990,759
	4 高 等 学 校 費	101,767,287
	5 特 别 支 援 学 校 費	46,032,872
	6 大 学 費	3,149,042
	7 私 立 学 校 費	62,178,970
	8 社 会 教 育 費	4,776,274
	9 保 健 体 育 費	1,266,760
11 災 害 復 旧 費		3,385,311
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,385,261
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,000,050
12 公 債 費		267,597,481
	1 公 債 費	267,597,481
13 諸 支 出 金		331,256,972
	1 公 营 企 業 支 出 金	12,602,972
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	132,404,000
	3 所 得 割 交 付 金	315,000

款	項	金 額
	4 利 子 割 交 付 金	700,000
	5 配 当 割 交 付 金	5,103,000
	6 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	3,048,000
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	7,121,000
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	158,699,000
	9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,512,000
	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,000
	11 軽 油 引 取 税 交 付 金	7,017,000
	12 環 境 性 能 割 交 付 金	2,733,000
	13 利 子 割 精 算 金	1,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,960,315,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	熊谷児童相談所・一時保護所棟整備費(解体工事)	134,367	令和2年度	69,367
				令和3年度	65,000
7 商工費	1 商工業費	産業文化センター施設整備事業費	8,110,575	令和2年度	785,318
				令和3年度	4,041,387
				令和4年度	3,283,870
9 警察費	1 警察管理費	警察本部通信指令室移転改修事業費	163,815	令和2年度	81,831
				令和3年度	81,984
10 教育費	5 特別支援学校費	県東部地域特別支援学校(仮称)校舎整備費	4,047,345	令和2年度	248,927
				令和3年度	1,675,034
				令和4年度	2,123,384

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(令和2年度発行分)	令和2年度から 令和12年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助(令和2年度融資分)	令和3年度から 令和17年度まで	48,195
私立学校振興資金融資損失補償(令和2年度融資分)	令和2年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
環境創造資金利子補給(令和2年度融資分)	令和3年度から 令和12年度まで	59,125
多子世帯応援クーポン事業(令和2年度発行分)	令和3年度	186,775

新型インフルエンザ対策事業	令和 3 年 度	466,030
小規模事業資金損失補償（平成 1 5 年度保証分・令和 2 年度損失補償対象期間延長分）	令和 2 年 度 から 令和 1 0 年 度 まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成 1 7 年度保証分・令和 2 年度損失補償対象期間延長分）	令和 2 年 度 から 令和 1 0 年 度 まで	同 上
小規模事業資金損失補償（令和 2 年度保証分）	令和 2 年 度 から 令和 2 0 年 度 まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の 2 0 分の 1 9 に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
起業家育成資金損失補償（平成17年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）	令和2年度から令和10年度まで	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
起業家育成資金損失補償（令和2年度保証分）	令和2年度から令和20年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該

		<p>当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償(平成15年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>令和2年度から令和10年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償(平成20年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>令和2年度から令和10年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。))に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営安定資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和17年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>

<p>経営支援特別融資損失補償（平成15年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和2年度から令和10年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあっては保険金の額を控除した額に相当する額</p>
<p>経営支援特別融資損失補償（平成20年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和2年度から令和10年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
経営支援緊急融資損失補償（平成 9 年度保証分・令和 2 年度損失補償対象期間延長分）	令和 2 年度から 令和 10 年度まで	県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
産業創造資金損失補償（平成 17 年度保証分・令和 2 年度損失補償対象期間延長分）	令和 2 年度から 令和 10 年度まで	県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で 2 千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
企業パワーアップ資金損失補償（平成 17 年度保証分・令和 2 年度損失補償対象期間延長分）	令和 2 年度から 令和 10 年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の 2 分の 1 又は第 13 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の 10 分の 1 に相当する額

<p>企業パワーアップ資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和20年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
---------------------------------	-----------------------------	---

事 項	期 間	限 度 額
事業資金損失補償（平成20年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）	令和2年度から令和10年度まで	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
借換資金損失補償（平成20年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）	令和2年度から令和10年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した</p>

		<p>額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
<p>借換資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和20年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
<p>要件緩和型経営安定資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から令和17年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助（令和2年度融資分）</p>	<p>令和3年度から令和17年度まで</p>	<p>2,746,332</p>

<p>勤労者支援資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和8年度まで</p>	<p>県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額</p>
<p>離職者等委託訓練事業（令和2年度契約分）</p>	<p>令和3年度から 令和5年度まで</p>	<p>1,224,881</p>
<p>農地利用集積事業資金損失補償（令和2年度融資分）</p>	<p>令和2年度から 令和13年度まで</p>	<p>埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額</p>
<p>農業近代化資金等利子補助（令和2年度融資分）</p>	<p>令和3年度から 令和23年度まで</p>	<p>99,312</p>
<p>農業災害復旧経営資金利子補助（令和2年度融資分）</p>	<p>令和3年度から 令和9年度まで</p>	<p>1,125</p>

事 項	期 間	限 度 額
農業災害復旧経営資金損失補償（令和2年度融資分）	令和2年度から 令和9年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（令和2年度借入分）	令和2年度から 令和53年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11%の割合による利息に相当する額
農道整備事業	令和3年度	314,055
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（令和2年度取得分）	令和3年度から 令和12年度まで	1,344,467

<p>埼玉県土地開発公社借入金債務保証（令和2年度借入分）</p>	<p>令和2年度以降</p>	<p>埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>令和2年度有料道路整備貸付金債務保証（令和2年度融資分）</p>	<p>令和2年度以降</p>	<p>埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額</p>
<p>有料道路整備貸付金債務保証（令和2年度融資分）</p>	<p>令和2年度以降</p>	<p>埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>橋りょう修繕</p>	<p>令和3年度</p>	<p>1,059,600</p>

事 項	期 間	限 度 額
橋りょう架換	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	250,000
社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	令和 3 年 度	610,000
排水機場等維持修繕	令和 3 年 度	180,000
河川改修	令和 3 年 度	100,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和 3 年 度	844,000

河川施設震災対策	令和3年度	140,000
県市連携浸水対策	令和3年度	570,000
街路整備	令和3年度	620,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	令和3年度	730,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（令和2年度建設分）	令和3年度から 令和26年度まで	368,464
学力・学習状況調査実施事業（令和2年度契約分）	令和3年度	153,309

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	83,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県有施設整備事業	6,804,000	同上	同上	同上
鉄道駅転落防止設備整備促進事業	133,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	119,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	47,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	180,000	同上	同上	同上
防災基盤整備事業	61,000	同上	同上	同上

防災行政無線高度化推進事業	1,371,000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	28,000	同	上	同	上	同	上
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,048,000	同	上	同	上	同	上
障害者歯科診療所整備事業	444,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備事業	1,642,000	同	上	同	上	同	上
総合リハビリテーションセンター 施設等整備事業	262,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	409,000	同	上	同	上	同	上
児童相談所整備事業	159,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健所等低公害車整備事業	9,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県民健康福祉村改修事業	18,000	同 上	同 上	同 上
災害拠点精神科病院整備事業	2,000	同 上	同 上	同 上
保健所整備事業	228,000	同 上	同 上	同 上
県立高等看護学院施設整備事業	302,000	同 上	同 上	同 上
高等技術専門校施設整備事業	11,000	同 上	同 上	同 上
花と緑の振興センター施設整備事業	30,000	同 上	同 上	同 上

農業技術研究センター施設整備事業	221,000	同	上	同	上	同	上
茶業研究所施設整備事業	212,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	86,000	同	上	同	上	同	上
森林クラウドシステム整備事業	22,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	36,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	269,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	298,000	同	上	同	上	同	上
県単自治山事業	321,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	144,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独農業基盤整備事業	945,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
農業基盤整備事業	1,145,000	同上	同上	同上
直轄事業（土地改良）負担金	390,000	同上	同上	同上
産業文化センター施設整備事業	782,000	同上	同上	同上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	106,000	同上	同上	同上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	5,000	同上	同上	同上
産業技術総合センター施設整備事業	561,000	同上	同上	同上

道路公社出資金	293,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	23,154,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	724,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,721,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	10,245,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	11,306,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	150,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	5,868,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	849,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防事業	485,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
都市環境整備事業	392,000	同上	同上	同上
県単独街路事業	3,600,000	同上	同上	同上
街路事業	2,153,000	同上	同上	同上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	23,000	同上	同上	同上
県単独公園事業	4,613,000	同上	同上	同上
公園事業	329,000	同上	同上	同上

警察署等低公害車整備事業	158,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	1,532,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,384,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	6,357,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	3,583,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設等整備事業	655,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	936,000	同	上	同	上	同	上
史跡整備事業	5,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林施設災害復旧事業	31,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
土木施設災害復旧事業	789,000	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資金	1,569,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	104,000,000	同上	同上	同上

令和2年度埼玉県公債費特別会計予算

令和2年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,000,949千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		313,677,949
	1 一 般 会 計 繰 入 金	183,597,895
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,584,054
	3 基 金 繰 入 金	128,496,000

款	項	金 額
2 県 債		228,323,000
	1 県 債	228,323,000
歳 入	合 計	542,000,949

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		542,000,949
	1 公 債 費	542,000,949
歳 出	合 計	542,000,949

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成17年度、平成22年度 及び平成27年度発行 県債償還金	226,744,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成22年度発行県債償還金	960,000	普通貸借又は証券発行	同上	同上
流域下水道事業会計 平成22年度発行県債償還金	619,000	同上	同上	同上

令和2年度埼玉県証紙特別会計予算

令和2年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,445,982千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		15,445,981
	1 証 紙 収 入	15,445,981
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	15,445,982

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		15,437,982
	1 一 般 会 計 繰 出 金	15,437,982
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出	合 計	15,445,982

令和2年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和2年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,620,593千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		19,056
	1 財 産 運 用 収 入	19,056
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,101,536

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,101,536
歳 入	合 計	13,620,593

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,620,593
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,620,593
歳 出	合 計	13,620,593

令和2年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和2年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ791,568千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		383,183
	1 国 庫 負 担 金	383,183
2 財 産 収 入		12,100
	1 財 産 運 用 収 入	12,100
3 繰 入 金		396,283
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,100
	2 基 金 繰 入 金	383,183

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		791,568

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		791,568
	1 救助費	766,367
	2 基金積立金	25,201
歳出合計		791,568

令和2年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和2年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ826,717千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		21,934
	1 繰 入 金	21,934
2 繰 越 金		238,641
	1 繰 越 金	238,641
3 諸 収 入		566,142
	1 貸 付 金 元 利 収 入	561,855
	2 預 金 利 子	27

	3 雜	入	4,260	
歲	入	合	計	826,717

歲 出

(單位 千円)

款	項	金	額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費			826,717	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		826,717	
歲	出	合	計	826,717

令和2年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ604,511,301千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		180,760,819
	1 負 担 金	180,760,819
2 国 庫 支 出 金		170,075,205
	1 国 庫 負 担 金	129,337,350
	2 国 庫 補 助 金	40,737,855
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		73
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	73

4 前期高齢者交付金		199,102,626
	1 前期高齢者交付金	199,102,626
5 共同事業交付金		908,701
	1 共同事業交付金	908,701
6 財産収入		48,302
	1 財産運用収入	48,302
7 繰入金		38,813,278
	1 一般会計繰入金	38,513,278
	2 基金繰入金	300,000
8 繰越金		14,721,913
	1 繰越金	14,721,913
9 諸収入		80,384
	1 雑収入	80,384
歳入合計		604,511,301

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9,195
	1 総 務 管 理 費	6,780
	2 運 営 協 議 会 費	2,415
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		469,091,024
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	469,091,024
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		92,187,195
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	92,187,195
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		142,813
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	142,813
5 介 護 納 付 金		31,457,179
	1 介 護 納 付 金	31,457,179

6 病床轉換支援金等		546
	1 病床轉換支援金等	546
7 共同事業拠出金		909,385
	1 共同事業拠出金	909,385
8 保健事業費		3,334
	1 保健事業費	3,334
9 基金積立金		48,302
	1 基金積立金	48,302
10 諸支出金		10,662,328
	1 償還金及び還付加算金	10,662,328
歳出	合計	604,511,301

令和2年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和2年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,703千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,293
	1 繰 入 金	3,293
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		41,410
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	41,399
歳 入	合 計	146,703

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		144,703
	1 資 金 貸 付 費	144,703
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		146,703

令和2年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和2年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,440千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		18,576
	1 繰越金	1
	2 諸収入	18,575
2 就農支援資金業務勘定収入		310
	1 繰入金	290
	2 繰越金	18
	3 諸収入	2

3 農業改良資金貸付勘定収入		4,076
	1 繰越金	4,075
	2 諸収入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		478
	1 繰入金	416
	2 繰越金	58
	3 諸収入	4
歳入合計		23,440

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		18,576
	1 就農支援資金貸付費	18,576
2 就農支援資金業務勘定		310
	1 管理指導事務費	300
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		4,076
	1 農業改良資金貸付費	4,076
4 農業改良資金業務勘定		478
	1 管理指導事務費	418
	2 予備費	60
歳 出	合 計	23,440

令和2年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和2年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定 収 入		20,000
	1 繰 入 金	20
	2 繰 越 金	12,775
	3 諸 収 入	7,205
2 業 務 勘 定 収 入		650
	1 繰 越 金	590
	2 諸 収 入	60
歳 入	合 計	20,650

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		650
	1 管 理 指 導 事 務 費	630
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		20,650

令和2年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和2年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,602千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		558
	1 財 産 運 用 収 入	558
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		42,042

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	42,041
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	42,602

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		41,602
	1 本多静六博士育英事業費	41,602
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	42,602

令和2年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和2年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,871,850千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		3,570,793
	1 財 産 運 用 収 入	40,322
	2 財 産 売 払 収 入	3,530,471
2 繰 入 金		2,301,055
	1 繰 入 金	2,301,055
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入合計		5,871,850

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		5,871,850
	1 用地事業費	5,871,850
歳出合計		5,871,850

令和2年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和2年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,533,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,025,377
	1 住 宅 使 用 料	8,025,377

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		1,736,195
	1 国 庫 補 助 金	1,736,195
3 財 産 収 入		47,076
	1 財 産 運 用 収 入	47,076
4 繰 入 金		1,078,867
	1 繰 入 金	1,078,867
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		9,529
	1 敷 金 運 用 収 入	45
	2 雑 入	9,484
7 県 債		1,636,000
	1 県 債	1,636,000
歳 入	合 計	12,533,045

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		9,725,416
	1 住 宅 管 理 費	6,288,800
	2 住 宅 建 設 費	3,436,616
2 繰 出 金		1,630,807
	1 繰 出 金	1,630,807
3 公 債 費		1,166,822
	1 公 債 費	1,166,822
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,533,045

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和2年度公営住宅建設費	1,230,751	令和2年度	84,808
				令和3年度	350,802
				令和4年度	607,415
				令和5年度	187,726
		令和2年度公営住宅解体事業費	543,653	令和2年度	442,464
				令和3年度	101,189
		高齢単身者モデル住宅整備事業費	1,179,228	令和2年度	197,211
				令和3年度	440,262
				令和4年度	541,755

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,636,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ764,641千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		12,457
	1 財 産 運 用 収 入	12,457
2 繰 入 金		718,253
	1 繰 入 金	718,253

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		33,930
	1 貸付金元利収入	33,142
	2 預金利子	45
	3 雑入	743
歳入	合計	764,641

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		764,641
	1 高等学校等奨学金事業費	764,641
歳出	合計	764,641

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償(令和2年度保証分)	令和2年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

令和2年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和2年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,838,486千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		54,863
	1 入 場 料 収 入	54,862
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		28,231,190
	1 投 票 券 発 売 収 入	28,175,189
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		231,791

款	項	金 額
	1 財 產 運 用 収 入	231,790
	2 財 產 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		1,320,640
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1,320,638
	3 雑 入	1
歳 入	合 計	29,838,486

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		201,719
	1 公 営 競 技 総 務 費	201,719
2 公 営 競 技 事 業 費		29,299,091
	1 公 営 競 技 事 業 費	29,299,091
3 繰 出 金		331,676
	1 繰 出 金	331,676
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		29,838,486

令和2年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	343床
がんセンター	503床
小児医療センター	316床
精神医療センター	183床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	99,625 人	77,991 人
がんセンター	149,633	210,501
小児医療センター	97,994	141,898
精神医療センター	56,108	30,618

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	273 人	321 人
が ん セ ン タ ー	410	866
小 児 医 療 セ ン タ ー	269	584
精 神 医 療 セ ン タ ー	154	126

3 主なる建設改良事業

3,475,201 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病 院 事 業 収 益

62,491,005 千円

第1項 医 業 収 益

45,946,099 千円

第2項 医 業 外 収 益

16,361,063 千円

第3項 特 別 利 益

183,843 千円

支 出

第1款	病院事業費用	64,172,302 千円
第1項	医業費用	62,903,149 千円
第2項	医業外費用	1,249,152 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,545,669千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,387千円及び過年度分損益勘定留保資金2,542,282千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	5,876,201 千円
第1項	企業債	3,203,000 千円
第2項	他会計負担金	2,609,057 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	補助金	64,140 千円
第5項	国庫補助金	1 千円
第6項	寄附金	1 千円
第7項	その他収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	8,421,870 千円
第1項 建設改良費	3,475,201 千円
第2項 企業債償還金	4,946,669 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 3,203,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,700,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 26,693,275 千円

(2) 交際費 800 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、17,662,076千円と定める。

令和2年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	149社
(2) 年間総給水量	66,683,675 m ³
(3) 一日平均給水量	182,695 m ³
(4) 主なる建設改良事業	766,331千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業	収	益	1,943,069千円
第1項	営業	収	益	1,773,487千円
第2項	営業外	収	益	169,581千円
第3項	特別	利	益	1千円

支 出

第1款	事 業 費	2,466,986 千円
第1項	営 業 費 用	2,224,151 千円
第2項	営 業 外 費 用	31,835 千円
第3項	特 別 損 失	207,000 千円
第4項	予 備 費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額560,940千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,689千円、建設改良積立金410,000千円、減債積立金107,101千円及び過年度分損益勘定留保資金6,150千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	352,474 千円
第1項	建 設 補 助 金	159,800 千円
第2項	長 期 貸 付 金 償 還 金	192,000 千円
第3項	他 会 計 補 助 金	672 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第5項	雑 収 入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	913,414 千円
第1項 建設改良費	805,543 千円
第2項 企業債償還金	107,101 千円
第3項 過年度国庫補助金返還金	770 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工 業 用 水 道 施 設 撤 去	令 和 3 年 度	170,000
業 務 設 備 整 備	令 和 3 年 度	16,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 326,557 千円

(2) 交際費 41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,340千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,172千円と定める。

令和2年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	635,893,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,742,173 m ³
(4) 主なる建設改良事業	12,342,329 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		49,253,156 千円
第1項 営業収益		43,738,792 千円
第2項 営業外収益		5,514,363 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		47,963,339 千円
第1項 営業費用		43,309,988 千円
第2項 営業外費用		4,437,351 千円

第5項 予 備 費

40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 委 託	令 和 3 年 度	133,000
吉 見 浄 水 場 拡 張 関 連 整 備 (期)	令 和 3 年 度 から 令 和 4 年 度 まで	3,263,000
大 久 保 浄 水 場 高 度 浄 水 処 理 施 設 整 備	令 和 3 年 度	279,865
業 務 設 備 整 備 (令 和 2 年 度 契 約 分)	令 和 3 年 度 から 令 和 5 年 度 まで	8,175,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 3,483,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,311,157 千円

(2) 交 際 費 536 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、570,901千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、33,649千円と定める。

令和2年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積	163,436 m ²
(2) 主なる建設改良事業	8,541,484 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		16,755,511 千円
第1項 営業収益		16,638,995 千円
第2項 営業外収益		39,113 千円
第3項 特別利益		77,403 千円
	支	出
第1款 事業費		17,134,373 千円
第1項 営業費用		15,834,113 千円
第2項 営業外費用		24,893 千円

第3項	特別損失	1,255,367 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,755,458千円は、過年度分損益勘定留保資金7,755,458千円で補填するものとする。)。

		収	入
第1款	資本的収入		1,531,558 千円
第1項	長期貸付金償還金		1,530,518 千円
第2項	他会計補助金		1,032 千円
第3項	固定資産売却代金		1 千円
第4項	雑収入		7 千円
		支	出
第1款	資本的支出		9,287,016 千円
第1項	建設改良費		8,831,470 千円
第2項	建設準備費		255,546 千円
第3項	予備費		200,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	512,113 千円
(2) 交 際 費	298 千円

(他会計からの補助金)

第 7 条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,784千円である。

令和2年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	672,005,150 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,841,110 m ³
(4) 主なる建設改良事業	19,714,170 千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			52,781,566 千円
第1項	営業収益			31,674,732 千円
第2項	営業外収益			21,106,833 千円
第3項	特別利益			1 千円

支 出

第1款	事 業 費	52,736,908 千円
第1項	営 業 費 用	51,467,101 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,208,806 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,635,635千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,312千円、減債積立金195,066千円、過年度分損益勘定留保資金1,466,567千円及び当年度分損益勘定留保資金3,913,690千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	26,693,989 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,049,730 千円
第2項	建 設 負 担 金	6,911,650 千円
第3項	企 業 債	7,322,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	261,676 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	148,808 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	60 千円
第7項	雑 収 入	65 千円

支 出

第1款 資本的支出	32,329,624 千円
第1項 建設改良費	26,046,322 千円
第2項 企業債償還金	6,283,255 千円
第3項 過年度国庫補助金返還金	47 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業(令和2年度契約分)	令和3年度から 令和4年度まで	10,163,750
荒川左岸北部流域下水道事業(令和2年度契約分)	令和3年度から 令和5年度まで	5,059,620
荒川右岸流域下水道事業(令和2年度契約分)	令和3年度から 令和4年度まで	10,855,400
中川流域下水道事業(令和2年度契約分)	令和3年度から 令和4年度まで	3,019,697

古利根川流域下水道事業（令和2年度契約分）	令和3年度	118,500
荒川上流流域下水道事業（令和2年度契約分）	令和3年度	100,000
市野川流域下水道事業（令和2年度契約分）	令和3年度	375,250
利根川右岸流域下水道事業（令和2年度契約分）	令和3年度から 令和5年度まで	908,500

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 7,322,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,366,669 千円

(2) 交際費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,867,138千円である。

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453,275千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,960,768,275千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,235,796	22,542	164,258,338
	1 国庫負担金	108,863,163	22,542	108,885,705
13 繰越金		500,000	430,733	930,733
	1 繰越金	500,000	430,733	930,733
歳入	合計	1,960,315,000	453,275	1,960,768,275

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		65,585,048	453,275	66,038,323
	1 公衆衛生費	29,113,846	453,275	29,567,121
歳出合計		1,960,315,000	453,275	1,960,768,275

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,961,434,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,258,338	461,288	164,719,626
	2 国庫補助金	49,300,712	461,288	49,762,000
13 繰越金		930,733	193,080	1,123,813
	1 繰越金	930,733	193,080	1,123,813
15 県債		209,837,000	12,000	209,849,000
	1 県債	209,837,000	12,000	209,849,000
歳入合計		1,960,768,275	666,368	1,961,434,643

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		380,728,403	473,838	381,202,241
	1 社会福祉費	271,577,325	473,838	272,051,163
4 衛生費		66,038,323	132,530	66,170,853
	1 公衆衛生費	29,567,121	132,530	29,699,651
7 商工費		21,801,311	60,000	21,861,311
	1 商工業費	21,434,361	60,000	21,494,361
歳出合計		1,960,768,275	666,368	1,961,434,643

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
<p>緊急借換資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和20年度まで</p>	<p>県が行う緊急借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額</p>

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（令和2年度保証分）	令和2年度から 令和17年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控	令和2年度から 令和20年度まで	補正前に同じ。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額		
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和2年度保証分）	令和2年度から令和17年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用	令和2年度から令和20年度まで	補正前に同じ。

		保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額		
中小企業者制度融資貸付事業利子補助(令和2年度融資分)	令和3年度から 令和17年度まで	2,746,332	令和3年度から 令和17年度まで	3,738,332

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,048,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,060,000		(補正前に同じ。)	

告 示

埼玉県告示第三百三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

税務システムサーバー等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年12月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 埼玉県 of 県税に係る徴収金に滞納がないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税務システム担当 佐藤 電話048-830-2668（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

本件入札の公告日から令和2年4月22日（水）午後5時までの間、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月15日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月14日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (8) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月14日（木）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務課分室 令和2年5月15日（金）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年4月23日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年4月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Leasing of the Server for the Saitama Prefectural Taxation System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., May 15, 2020.

By registered mail or in person: 5:00 p.m., May 14, 2020.

(3) Contact Information:

Taxation Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural
Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2668

告 示

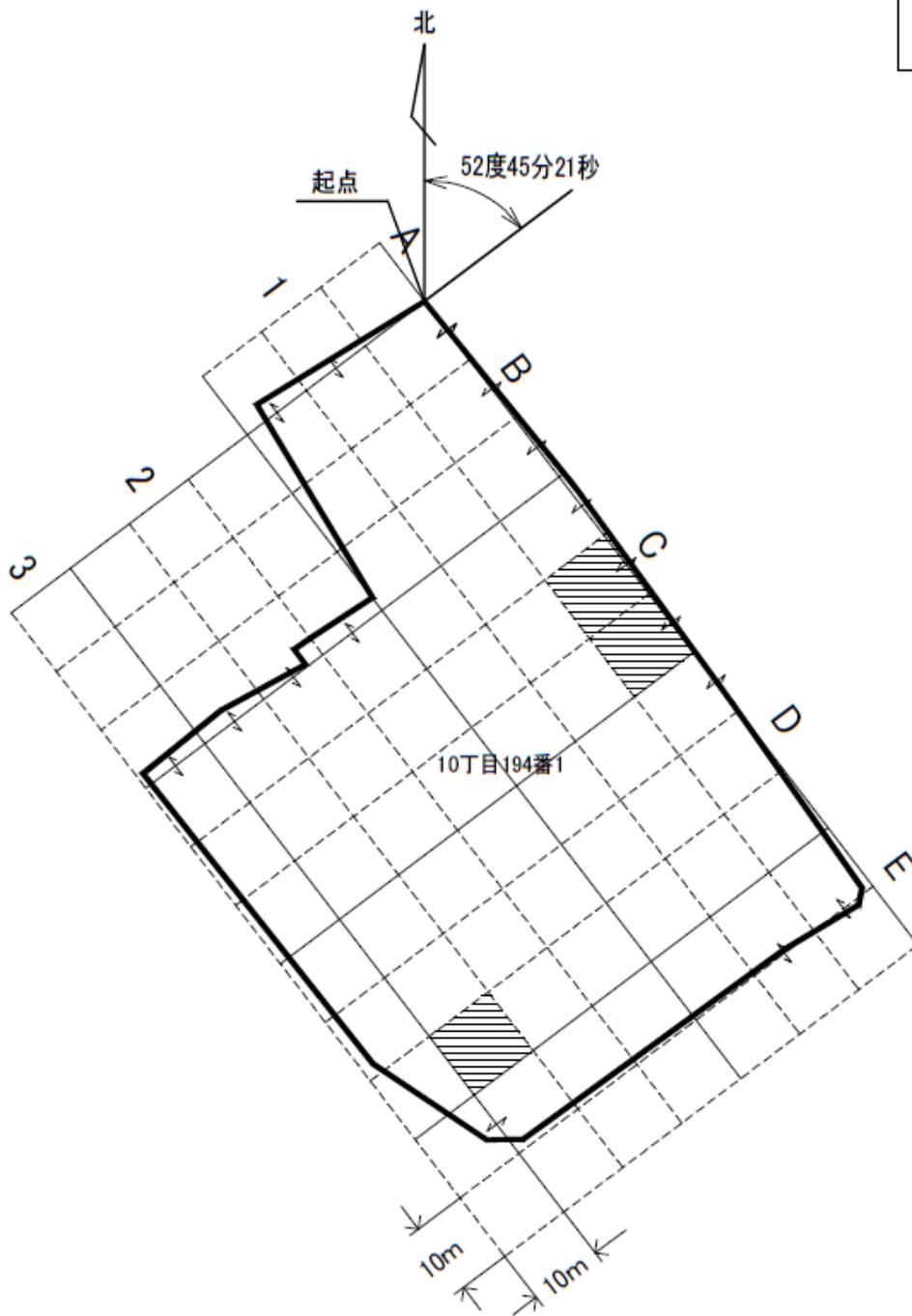
埼玉県告示第三百四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年埼玉県告示第二百二十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県北本市中丸十丁目百九十四番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



凡 例	
--- 単位区画	← 区画統合
— 敷地境界	
▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画	

【起点】
 起点は、北本市中丸10丁目194番1の最北端とする。

【格子の回転角度(52度45分21秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告示

埼玉県告示第三百五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社ショーモン
埼玉県さいたま市見沼区大字片柳千四十五番地の一
代表取締役 松澤敏也
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
埼玉県久喜市河原井町二十六番及び二十七番
- 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七
条第三号、八号及び十三号の二に規定する焼却施設
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系
固形不要物、ゴムくず、感染性産業廃棄物

五 申請年月日

令和元年十二月二十五日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県東部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
久喜市環境課（菖蒲総合支所）	午前九時から午後四時三十分まで
白岡市環境課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和二年四月三日から令和二年五月七日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日

に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和二年四月三日から令和二年五月二十一日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること

ロ 持参又は郵送（令和二年五月二十一日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県東部環境管理事務所（郵便番号三四五―〇〇二五 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地五丁目四番十号）

告 示

埼玉県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和二年三月三十日認可した。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

秦第二土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業芳沼地区（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和二年四月六日から令和二年五月八日まで

二 縦覧場所

深谷市役所

告 示

埼玉県告示第三百八号

令和元年埼玉県告示第五百五十三号で公示した公共測量は、令和二年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方事務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百九号

令和元年埼玉県告示第五百五十二号で公示した公共測量は、令和二年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方事務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百十号

平成三十一年埼玉県告示第四百五十六号で公示した基本測量は、令和二年三月十九日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百十一号

令和元年埼玉県告示第六百五十六号で公示した公共測量は、令和二年三月十九日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百十二号

令和元年埼玉県告示第九十二号で公示した公共測量は、令和二年三月六日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百十三号

令和元年埼玉県告示第七百四十六号で公示した公共測量は、令和二年三月十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百十四号

令和元年埼玉県告示第七七十八号で公示した公共測量は、令和二年三月二十二日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百十五号

令和元年埼玉県告示第二百八十一号で公示した公共測量は、令和二年三月二十三日終了した旨測量計画機関である戸田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百十六号

令和元年埼玉県告示第百五十一号で公示した公共測量は、令和二年三月二十五日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百十七号

令和元年埼玉県告示第七号で公示した公共測量は、令和二年二月二十八日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百十八号

令和元年埼玉県告示第五百四十九号で公示した公共測量は、令和二年三月十三日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百十九号

令和元年埼玉県告示第百六十五号で公示した公共測量は、令和二年三月二十五日終了した旨測量計画機関である富士見市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百二十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（航空重力測量）

二 作業地域

埼玉県内全域

三 作業期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百二十一号

令和元年埼玉県告示第三百三十四号で公示した公共測量は、令和二年三月十六日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百二十二号

令和元年埼玉県告示第四百七十号で公示した公共測量は、令和二年三月十八日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百二十三号

令和元年埼玉県告示第三百八十五号で公示した公共測量は、令和二年三月六日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一〇―二―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市中央区本町西六丁目千百十二番一 他七十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百二十三・八二立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県桶川市大字川田谷六千三百九十六番地の五

高橋 忠

二 取消年月日

令和二年三月三十日

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか46施設で使用する電気 契約電力7,853
キロワット 予定使用電力量49,565,748キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和2年8月1日（土）から令和4年7月31日（日）まで。ただし、翌年度
以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった
場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか46施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス
テムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は
持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単
価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根
拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給
期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当
該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端
数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額
とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を
入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857
号）に基づき、業者区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立
てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に
よる再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法

第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2243

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月14日（木）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月13日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月14日（木）午前9時

50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和2年5月14日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年5月7日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 4 月 6 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity used at branch office (Miyahara) of Saitama Prefectural Police Headquarters and 46 other facilities (Contract: 7,853 kW estimated kWh: 49,565,748 kWh).

(2) Time - limit for tender By the electronic tender system; 9:50 a.m. May 14, 2020 By mail; 5:00 p.m. May 13, 2020 In person; 9:50 a.m. May 14, 2020

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters,
3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken
330-8533, Telephone:048-832-0110 Ext. 2243

告 示

埼玉県告示第三百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和2年6月1日（月）から令和3年3月31日（水）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局装備課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、本県が示す購入予定額及び入札者が見積もったメーカーの部品ごとの購入歩掛率に従って計算した総価で行うものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、「自動車用品」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2243

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月14日（木）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月13日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月14日（木）午前9時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和2年5月14日（木）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年5月7日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年4月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: The unit-price contract of 11 (besides the brand-name parts for Toyota four-wheeled vehicles) items
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:50 a.m. May 14, 2020 By mail; 5:00 p.m. May 13, 2020 In person; 9:50 a.m. May 14, 2020
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2243

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

現場写真作成装置用プリントパックの購入（単価契約） 2,825箱

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部鑑識課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、入札者が見積もった単価に本県が示す予定数量を乗じた総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2245

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月14日（木）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月13日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月14日（木）午前11時まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和2年5月14日（木）午前11時5分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年5月7日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年4月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of Photographic paper for picture making device Quantity;2,825
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;11:00 a.m. May 14,2020 By mail;5:00 p.m. May 13,2020 In person;11:00 a.m. May 14,2020
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県病院事業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月三日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（4・5月分）

JIS 1号 72,200リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年4月15日から令和2年5月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 63,100リットル

令和2年4月

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 松本

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から令和2年4月13日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年4月10日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 令和2年4月13日 午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を令和2年4月8日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 72,200ℓ

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m. April 13, 2020 (Bidding by registered mail must be received

by 5:00 p.m. April 10, 2020)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月三日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

地方独立行政法人化に伴う財務会計システム構築業務委託 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日

(4) 納入場所

埼玉県病院局経営管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(5) 仕様書等の要求する事項を確実に履行できることを誓約した者であること。

- (6) 複数病院への地方独立行政法人用財務会計システムの導入を一括で行った実績があること。
- (7) 令和元年度に「埼玉県立病院の地方独立行政法人化に伴う事務系システム整備方針策定業務委託」を受託していない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

提出場所：〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課（埼玉県衛生会館3階）
担 当：県立病院法人準備担当 山崎、大川
連 絡 先：048-830-5966（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること）
- (3) 仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること）
- (4) 入札説明会の有無
無
- (5) 入札書の受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月15日(金)午前10時まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月14日(木)午後5時まで
（上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。）
- (6) 開札の場所及び日時
埼玉県病院局経営管理課 令和2年5月15日(金) 午前11時
（開札への立会いは不要とする。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を次のいずれかの方法で令和2年4月27日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する）

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

前記 2 (4)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 4 月 6 日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、必要な資格を取得すること。

(10) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Construction of financial accounting system with the transition of Saitama Prefectural Hospital to a local independent administrative agency.

(2) Deadline for accepting bid documents:

10:00 a.m., May 15, 2020 (accepting by registered mail must be received by 5:00 p.m., May 14, 2020)

(3) Contact Information:

Hospital Bureau Business Administration Division, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan

Telephone: 048-830-5966

告 示

埼玉県病院事業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月三日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

地方独立行政法人化に伴うネットワーク基盤構築業務委託 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日

(4) 納入場所

埼玉県病院局経営管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(5) 仕様書等の要求する事項を確実に履行できることを誓約した者であること。

- (6) 総ユーザ数3000人以上かつ5箇所以上の複数拠点を対象としたWAN環境の構築実績があること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

提出場所：〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局経営管理課（埼玉県衛生会館3階） 担 当：県立病院法人準備担当 山崎、大川 連 絡 先：048-830-5966（直通）
--

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること）

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること）

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月22日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年5月21日(木)午後5時まで
(上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。)

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 令和2年5月22日(金) 午前11時

(開札への立会いは不要とする。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を次のいずれかの方法で令和2年5月11日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する）

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

前記 2 (4)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 4 月 6 日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、必要な資格を取得すること。

(10) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Building a network infrastructure with the transition of Saitama Prefectural Hospital to a local independent administrative agency.

(2) Deadline for accepting bid documents:

10:00 a.m., May 22, 2020 (accepting by registered mail must be received by 5:00 p.m., May 21, 2020)

(3) Contact Information:

Hospital Bureau Business Administration Division, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan

Telephone: 048-830-5966

告 示

埼玉県病院事業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月三日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立小児医療センターで使用する電気 契約電力2,000キロワット
予定使用電力量10,806,978キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和2年7月1日から令和3年9月30日まで

(4) 需要場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2 埼玉県立小児医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県立小児医療センターが提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (8) 契約の締結日に関わらず、平成27年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に5,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-8777 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2
埼玉県立小児医療センター管理部管財担当 電話048-601-2280（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書の受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
令和2年5月13日（水）午前9時から同年5月18日（月）午後5時まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
令和2年5月13日（水）午前9時から同年5月18日（月）午後3時まで
なお、郵送する場合は、書留郵便によること。
- (4) 開札の場所及び日時
埼玉県立小児医療センター管財担当 令和2年5月19日（火）午前10時
開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和2年4月16日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書（案）による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required

Electricity for use at the Saitama Children's Medical Center (estimated kWh: 10,806,978 kWh).

(2) Deadline for submission

By electronic bidding system: 5:00 pm, May 18, 2020

By registered mail: 3:00 pm, May 18, 2020

In person: 3:00 pm, May 18, 2020

(3) Contact information

Administration Department, Saitama Children's Medical Center

1-2 Shintoshin, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8777 Japan

Tel. 048-601-2280

告 示

埼玉県教委告示第十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年四月三日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和二年四月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和二年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について

ロ 令和二年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他

告 示

埼玉県選管告示第十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和二年四月三日

埼玉県選挙管理委員会前委員長 細 田 徳 治

一 日時 令和二年四月七日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 委員長の選挙について

イ その他

雑 報

議長選挙

神尾 高善 議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 田 村 琢 実

副議長選挙

新井 豪 副議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 小久保 憲 一

様式第3号（第3条関係）

(表面)

身 分 証 明 書

第 号

次の者は、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第44条第1項の規定による立入検査その他事業経営の状況の調査の権限を有する職員であることを証明する。

写 真		所属・職名 氏 名	
--------	--	--------------	--

年 月 日発行

埼玉県知事 印

(裏面)

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例
(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査等)

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

正

様式第3号（第3条関係）

身 分 証 明 書

第 号

次の者は、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第44条第1項の規定による立入検査その他事業経営の状況の調査の権限を有する職員であることを証明する。

写 真		所属・職名 氏 名	
--------	--	--------------	--

年 月 日発行

埼玉県知事 印

(裏面)

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例
(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査等)

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(表面)

誤

六 ページ
様式第三号（第三条関係）

埼玉県規則第二十八号（令和二年三月三十一日第九十三号）中訂正

正 誤